

すべてのケア労働者の処遇改善を求める意見書

2年以上続くコロナ禍の下、医療・介護・福祉などの現場で働くケア労働者が、社会に必要不可欠なエッセンシャルワーカーとされる一方で、その役割に見合った処遇でないことがマスコミにも取り上げられるようになった。そうした中、与党はさきの総選挙前に、看護、介護、福祉などのケア労働者の処遇改善を図ることを表明し、2022年2月から9月まで介護・福祉などでは月額9,000円、看護は月額4,000円の処遇改善事業が実施されているところである。

同事業は、岸田内閣誕生後の目玉政策の1つであったが、利用申請等の手続期限が短期間だったために、多くの自治体労働者の処遇改善につながらなかった。民間の事業所でも、看護では対象が極めて限定的だったこと、介護や福祉でも10月以降の制度の不透明さなどから申請がためられ、制度を利用した自治体・事業所は限られた。また、引上げ額が低いこと、補助金の対象職種・事業が限定的であったため抜本的な改善には至っておらず、現場で働く労働者には失望感が漂っている。

政府は、10月以降の改善について、診療報酬・介護報酬等の公定価格の改定、地方交付税措置による人件費財源の改善によって対応するとして、一般会計で予算を計上している。しかし、引き続き看護では対象が限定的であることや、引上げ額も、全産業平均賃金と比較しても格差是正には遠く及ばず、問題点は残ったままであり、改善が必要である。また、介護現場での「一人夜勤」の実態は、平時でも緊張の連続であり、入所者の急変や災害時等に、1人で対応することは不可能である。

このような実情に鑑み、全てのケア労働者を対象に、全産業平均との格差是正のためには、少なくとも、賃金を月額4万円以上・時給250円以上引き上げ、職員配置基準の抜本的な見直しを行い、確実に処遇改善に結びつく制度が不可欠である。

長引くコロナ禍の下で、奮闘している全てのケア労働者の処遇が改善されるよう、必要な措置を講ずることを要望する。

以上の趣旨より、下記の項目の早期実現を求める。

記

- 1 政府は、全てのケア労働者を対象とした処遇改善事業を実施すること。
- 2 政府は、月額4万円以上・時給250円以上の賃金引き上げが実現するよう、公定価格の単価を引き上げること。
- 3 政府は、医療・看護・介護・福祉等のケア労働者の職員配置基準を大幅に増員すること。とりわけ、介護現場における夜勤体制は、複数体制が可能な配置

を行うこと。

- 4 政府は、自治体で働くケア労働者の賃上げが確実に実施できるよう、地方交付税を増額すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 4 年 6 月 27 日

糸 満 市 議 会

あて先：内閣総理大臣、厚生労働大臣